

八幡浜地区施設事務組合一次救急休日・夜間診療所に勤務するパートタイム会計年度任用職員の報酬の額に関する規則

〔 令和3年 3月31日
規 則 第 6 号 〕

改正 令和 5年 5月26日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、八幡浜地区施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第4号）第2条において準用する八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八幡浜市条例第55号）第32条に基づき、八幡浜地区施設事務組合一次救急休日・夜間診療所（以下「診療所」という。に勤務するパートタイム会計年度任用職員（以下「職員」という。）の報酬の額について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 診療所に勤務する職員1人に対し支給することができる1時間当たりの報酬は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 看護師 3, 000円
- (2) 准看護師 2, 900円
- (3) 薬剤師 2, 900円
- (4) 事務員 1, 920円

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第13号）

この規則は、令和5年6月1日から施行する。